

秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を公表する。

平成21年6月9日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前2項」を「前2号」に改める。

第4条第1項中「課長」を「総務課長」に改め、「所管する課において、」を削る。

第5条第1項中「事務局長は」を「総務課長は」に改める。

第7条第1項中「休暇、休日その他の服務」を「休憩時間及び休日」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

（年次有給休暇）

第7条の2 臨時職員の年次有給休暇に係る取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 任用の日から起算して2月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合には、継続勤務が2月を超えることとなる日に、5日の年次有給休暇を与えるものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合には、継続勤務が6月を超えることとなる日に、5日の年次有給休暇を追加して与えるものとする。

2 前項に掲げる年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、1時間単位で使用した場合には、8時間をもって1日と換算する。

（特別休暇）

第7条の3 臨時職員の特別休暇に係る取扱いは、次の各号に掲げるとおりとし、有給とする。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第7条に基づき、臨時職員が選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する場合 必要と認める期間

(2) 夏季休暇 1年の7月から9月までの期間内における休日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く原則として連続する5日の範囲内で事務局長が認める期間

第11条中「第1種」を削る。

第11条第2号中「給与の支給に関する規則」を「（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第18号）」に改める。

第12条第1項中「21」の次に「日」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。